

1・4 政策金融の確保

政策系金融機関の改革の一環として、平成 20(2008)年 10 月、日本政策投資銀行の民営化(株式会社化)が行われたが、船舶建造のための政策金融については他のいわゆるインフラ整備等への政策金融と同様に措置されていない。

平成 27(2015)年 1 月、政府は同行の在り方について、完全民営化の方針を維持しつつも、その時期は示さずに一定の政府出資を維持する方針を公表した(『船協海運年報 2014』の「1・4」参照)。同方針を踏まえ、同年 5 月、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が施行された。

当協会は、政策金融は船舶ファイナンスの重要なメニューの1つとなり得ることから、政策金融に関する動きがある場合は迅速に対応できるよう、鋭意情報収集に努めるとともに、機会を捉えてその必要性を訴えた。